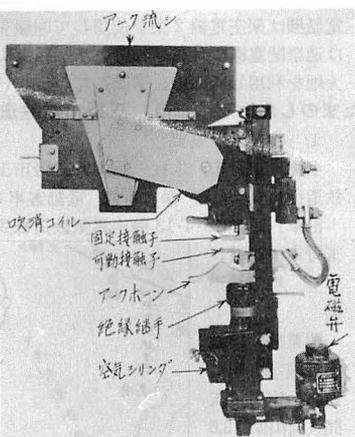


の2種に分類されている。前者は電磁コイルを励磁してその電磁力により、ワイプばねの力に抗して可動接触子を固定接触子に接触せしめる。後者は電磁弁の電磁コイルを励磁して、空気弁を開き、空気のための圧力空気をこの弁を介して空気シリンダに送る。この空気圧力によってピストンを押し、ピストンばねの力に抗してピストンが上昇し、可動接触子を固定接触子に接触せしめる。両者とも電磁コイルを消磁すれば接触部を開く。単位スイッチの構造は主接触部・吹消コイル・アーク流し・連動部・操作部からなる。操作部は電磁式の場合は電磁コイル・接極子またはプランジャからなり、電磁空気式は電磁弁・空気シリンダ・ピストン棒・絶縁継手からなっている。電磁式はシャ断容量が少ないためあまり用いられていない。単位スイッチは単独でも完全な動作をなし得る接触器であって、電気車主回路の断流器・抵抗加減スイッチ・組合せスイッチ・界磁スイッチ等に組合せて用いられている。この接触部による回路シャ断は、吹消コイルの作用によってアークをアーク流し内に吹込み、アークの長さを伸すと同時に、アークを冷却して電流をシャ断する。(沢野周一)



単位スイッチ(アーク流しを回転し点検する)

たんきききゅうふ 短期給付(国鉄共済組合) 公共企業体職員等共済組合法にもとづいて、国鉄共済組合が行う本来の事業の1つ。種類は同法第31条において、療養および療養費・家族療養費・分べん費・配偶者分べん費・は育手当金・埋葬料・家族埋葬料・甲慰金・家族甲慰金・災害見舞金・傷病手当金・出産手当金および休業手当金の13の給付に定められている。これらの給付を短期給付と総称するのは、その支給額・支給条件等の給付内容が組合加入期間に関係なく定められ、またこれらに要する費用の計算も、年々の収支が相償うように計算されているからである(長期給付の場合は、半永久的な期間における収支が相償うことを必要とする)。

短期給付の対象とされるのは、組合員およびその被扶養者であるが、被扶養者については同法第24条で「組合員の直系尊属、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、子および組合員と同一の世帯に属する者で、主としてその収入により生計を維持するもの」と定められている。

(1) 療養 組合員が業務によらないで病気にかかりまたは負傷したときは、組合は診察・薬剤または治療材料の支給・処置・手術その他の治療、病院または診療所への収容、看護および移送(ただし看護および移送については組合の認めた場合にかぎる)を行う。療養を受けることのできる医療機関は、国鉄の経営する医療機関(鉄道病院・鉄道診療所・鉄道療養所等)、組合の契約する医療機関(国立病院・国立療養所等)、鉄道嘱託医および保険医療機関または保険薬局である。

(2) 療養費 組合は「療養」を行うことが困難であると認めたとき、または組合員が緊急その他やむを得ない事情で、療養を受けることのできる医療機関以外の医療機関から、診療また

は手当を受けた場合で組合が必要と認めたときは、療養費を支給する。

(3) 家族療養費 組合員の被扶養者は(1)(2)の給付を受けることができる。ただし費用の半額は組合員の負担とする。なお療養ならびに療養費および家族療養費の支給期間は3年間とする。

(4) 分べん費および配偶者分べん費 組合員が分べんしたときは俸給の1月分、配偶者が分べんしたときは俸給の半月分を支給する。

(5) は育手当金 組合員または配偶者が分べんし、かつは育する場合には、6月間は育している期間1月につき400円を支給する。

(6) 埋葬料および家族埋葬料 組合員または被扶養者が死亡したとき(業務上を除く)は、俸給の1月分(6,000円に満たないときは6,000円)または俸給の半月分(3,000円に満たないときは3,000円)を支給する。

(7) 甲慰金および家族甲慰金 組合員または被扶養者が非常災害により死亡したときは、組合員については俸給の1月分、被扶養者については俸給の半月分を支給する。

(8) 災害見舞金 組合員が非常災害によりその住居または家財に損害を受けたときは、損害の程度に応じて災害見舞金を支給する。

(9) 傷病手当金 組合員が業務外の傷病による療養のため欠勤したときは、俸給日額の $\frac{8}{10}$ 、(被扶養者のないものが入院したときは、 $\frac{6}{10}$)を支給する。なお傷病手当金の支給期間は、6月間(結核性の病気については3年間)とする。

(10) 出産手当金 組合員が分べんし、そのため欠勤したときは、前後それぞれ42日の期間内で、俸給日額の $\frac{8}{10}$ (被扶養者のない組合員が入院したときは $\frac{6}{10}$)を支給する。

(11) 休業手当金 組合員がつぎの各号の事由により欠勤したときは、その欠勤期間(イからエまでの場合には、それぞれに掲げる期間にかぎる)1日につき俸給日額の $\frac{6}{10}$ を支給する。ア 被扶養者の病気または負傷 イ 組合員の配偶者の分べん14日 ウ 組合員の業務によらない不慮の災害または被扶養者に係る不慮の災害5日 エ 組合員の婚姻、配偶者の死亡、その他一定制限内の被扶養者の婚姻もしくは葬祭7日 オ 前各号に掲げるもののほか、運営規則で定める事由。(原田種達)

たんきてつどう 単軌鉄道 (英)monorail railway 1本の軌条によって車両を運転する鉄道をいう。一般には車両が軌条の上を走る構造のものを意味しているが、車両が1本の軌条に懸垂された懸垂鉄道も単軌鉄道の一種ということもできる。1本の軌条の上を走る構造のものはまだ試験時代であって、実用の域には達していない。1本の軌条の上で車両が平衡を保つ方法としては、車両を特殊な構造として、その重心を低くし、車両の案内車輪によって、軌条を両側面からはさむ構造のもの、またはジャイロスコープを用いるもの等が考えられているが、前者については、スウェーデン生れの百万長者ウエンナ・グレン(Axel L. Wenner-Gren)博士の考案になる西ドイツの*アルヴェーク(ALWEG)がある。

アルヴェークは曲線半径135mの楕円形をした延長1,700mの試験用軌道を敷設し、曲線部においては、時速300km以上の高速度を想定して、軌条を45度内側に傾斜させてある。車両は実物の $\frac{1}{2.5}$ の模型車を3両連結運転しているが、車体の重心は軌条の頂面付近になるように設計されているので、安定性は普通の車両に比べて非常に優れている。1952・10・8に行われた最初の試験では、時速130kmを出したが、最近では365kmの時速が得られ、すでに実物大の車両の設計にもとりかかって